





管理番号	S-K13
版番号	3
制定日	2015. 4. 1
改定日	2021. 6. 1

---

## 役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

---

1. 目的及び意義
2. 定義等
3. 報酬の支給及び額
4. 役員の勤務報酬等
5. 適用除外
6. 費用弁償
7. 報酬等の支給方法及び支給日
8. 公表
9. 改廃
10. 補足

承認	審査	作成
	 	
2021. 6. 23	2021. 6. 21	2021. 6. 20

配布場所	
------	--

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	3	改定日	2021. 6. 1

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 改訂履歴

本マニュアルの改訂履歴を以下に記載する。

版番号	制定・改訂	改訂内容
第0版	2015年4月1日	制定
第1版	2017年6月20日	名称変更：役員の報酬等に関する規程から 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 制度改正により条文の全面改定を実施 【平成29年6月20日承認、(平成29年6月の定時評議員会)】
第2版	2020年3月24日	役員の報酬等の総額変更、「別表4 常勤役員報酬等(月額)」 の改定 【令和2年3月24日承認、(令和2年3月24日評議員会)】
第3版	2021年6月1日	新組織体制に伴う条文の整理及び変更 評議員選定委員に関する条文の削除 役員の報酬等の総額変更、「別表3 常勤役員報酬等(月額)」 の改訂 【令和3年3月19日承認、(令和3年3月19日評議員会)】

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	3	改定日	2021. 6. 1

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれている理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給及び額)

第3条 この法人の評議員には、定款第9条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の評議員業務報酬等はこれを支払わないものとする。

- 2 この法人の常勤役員及び非常勤役員には、各年度の報酬等の額が6,000万円の範囲内において、常勤役員には別表3の額を、また、非常勤役員には職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は、別表4により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の役員業務報酬等はこれを支払わないものとする。
- 3 監事が、理事会・評議員会以外の日において、法人及び施設（事業所を含む。以下同じ。）の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

### (役員勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が、理事会・評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務（視察を含む。）に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	3	改定日	2021. 6. 1

(適用除外)

第5条 理事の中で施設の職員を兼務する者には、この規程を適用しない。

2 常勤役員には、別表3の常勤役員報酬等（月額）以外は適用しない。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は法人の給与規程別表一4 手当支給表の通勤手当の支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費も含む）を、法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法及び支給日)

第7条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、法人の給与規程第4条（給与の支払方法）及び第8条（給与の計算期間及び支払日）を準用する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 第1項以外の役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	3	改定日	2021. 6. 1

## 附則

制定 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改定 1 この規程は、平成29年6月20日（定時評議員会の議決日）から施行する。  
2 社会福祉法の一部を改正法律による評議員選任・解任（評議員選定委員会）、平成28年度の監事監査、決算理事会、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務（視察を含む）に当たった場合、並びに平成29年6月の定時評議員会の役員及び評議員等の報酬は、この規程の例により行う。

この規程は、令和2年3月24日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015.4.1
	S-K13	3	改定日	2021.6.1

### 別表 1

#### 評議員会出席報酬等

名 称	報酬額 (※)	実費弁償費
評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円

※上記の額から源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

### 別表 2

#### 役員・評議員業務報酬等、監事監査指導報酬等

名 称		報酬額 (※)	実費弁償費
役員・評議員 業務報酬等	4時間未満	4,000円	2,000円
	4時間以上	8,000円	2,000円
監事監査指導報酬等		15,000円	2,000円

※上記の額から源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

### 別表 3

#### 常勤役員報酬等 (月額)

号	理事長	常務理事	通勤手当
第1号	800,000円	500,000円	給与規程に準ずる。
第2号	850,000円	550,000円	
第3号	900,000円	600,000円	
第4号	950,000円	650,000円	
第5号	1,000,000円	700,000円	
第6号	1,050,000円	750,000円	
第7号	1,100,000円	800,000円	
第8号	1,150,000円	850,000円	
第9号	1,200,000円	900,000円	
第10号	1,250,000円	950,000円	
第11号	1,300,000円	1,000,000円	
第12号	1,350,000円	1,050,000円	
第13号	1,400,000円	1,100,000円	
第14号	1,450,000円	1,150,000円	
第15号	1,500,000円	1,200,000円	

以下、第16号以降第30号までは50,000円ずつ加算するものとする。

※理事長第30号は、225万円で常務理事は195万円。

※これまでの支給実績を鑑みて理事会での決定を行う。

※上記の額から源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015.4.1
	S-K13	3	改定日	2021.6.1

別表 4

理事会出席報酬等

名 称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	2,000円

※上記の額から源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

